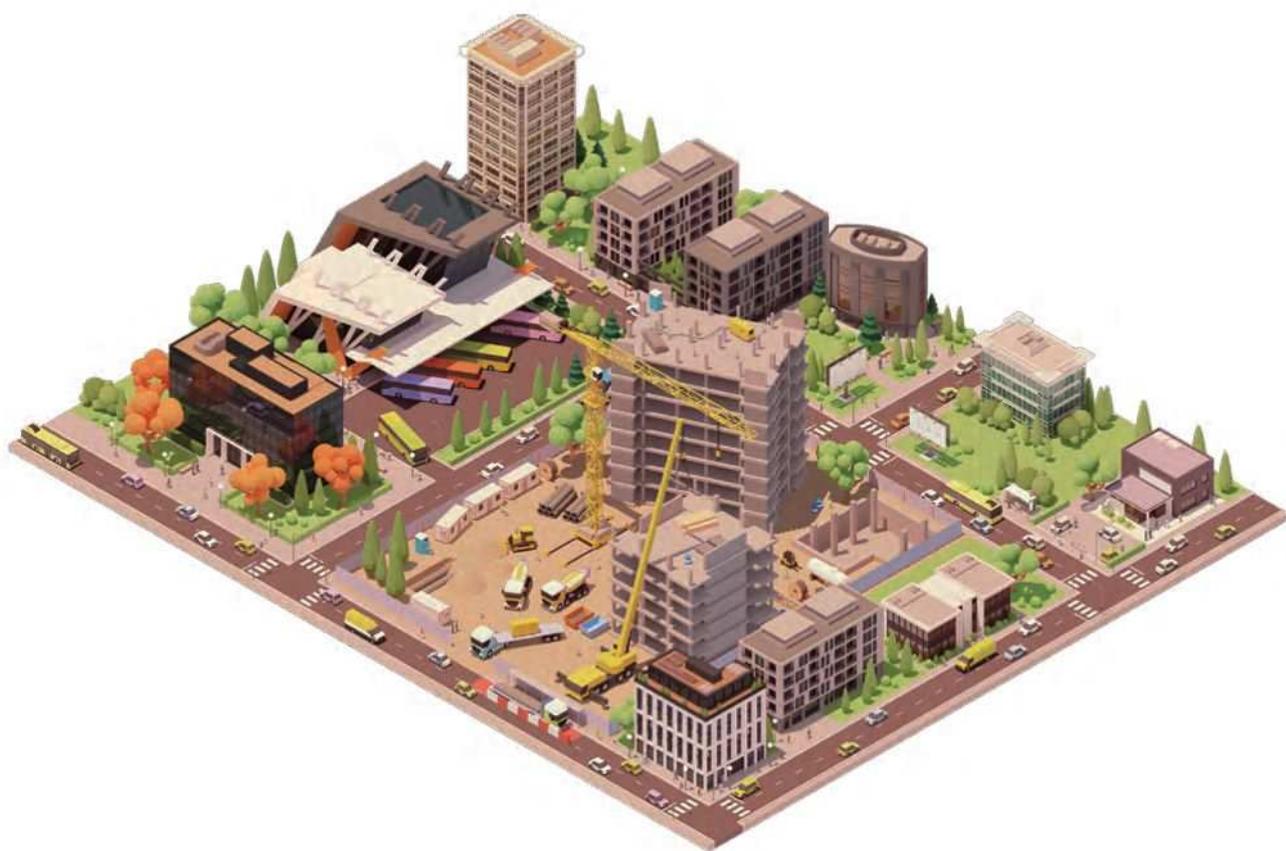

土壌汚染対策法の 手引き

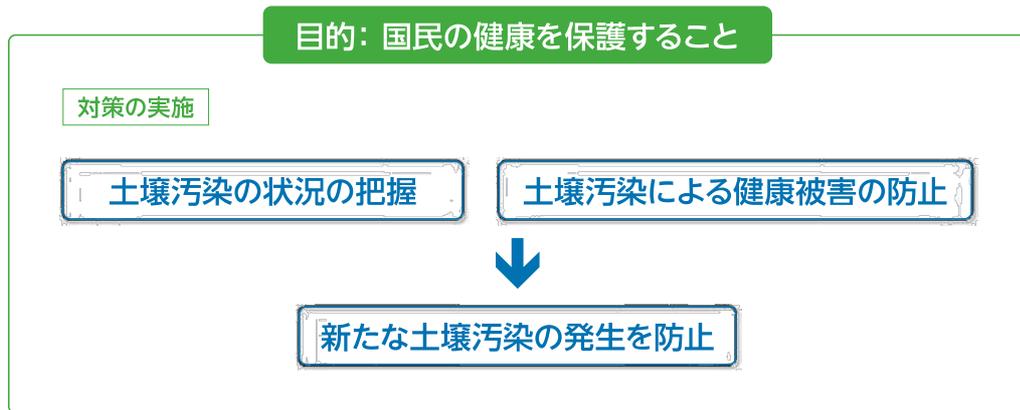


令和4年4月
北九州市環境局

はじめに

土壌汚染対策法の目的

土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。
(第1条)



土壌汚染による健康被害のリスク

土壌汚染対策法では、土壌汚染による健康リスクを以下の2つの場合に分けて考えています。土壌汚染があったとしても、摂取経路が遮断され、きちんと健康リスクの管理が出来ていれば、私たちの健康に何も問題はありませぬ。

① 地下水等経由の摂取リスク

土壌に含まれる有害物質が地下水に溶け出して、その有害物質を含んだ地下水を口にする
ことによるリスク

例 土壌汚染が存在する土地の周辺で、地下水を飲むための井戸や蛇口が存在する場合



② 直接摂取リスク

土壌に含まれる有害物質を口や肌などから直接
摂取することによるリスク

例 子どもが砂場遊びをしているときに手に付いた土壌を口にする、風で飛び散った土壌が直接口に入ってしまう場合



出典：土壌汚染対策法のしくみ(環境省・公益財団法人 日本環境協会)

概要

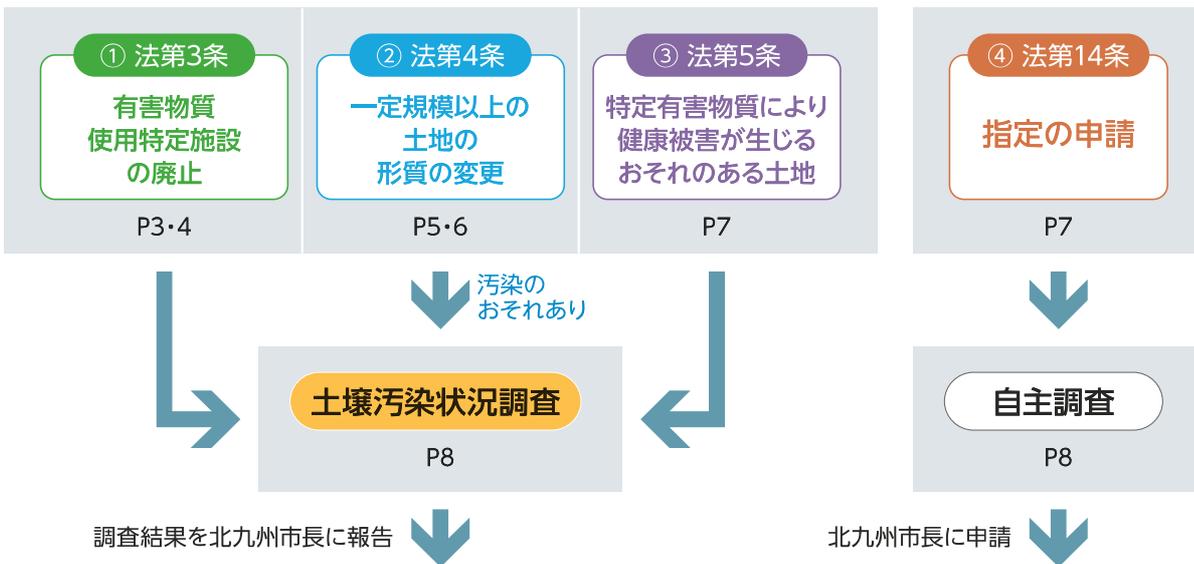
土壌汚染対策法の流れ

(以下、「法」として土壌汚染対策法を指します)

土壌汚染の調査の契機ごとについて必要な手続きがあります。
次頁からそれぞれ詳細について説明をします。

調査の契機

調査の契機 このような場合は土壌汚染の調査が必要になります。



① 法第3条

② 法第4条

③ 法第5条

④ 法第14条

土壌汚染
状況調査

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合 P9

①又は②の区域の指定を受けます。

土壌の汚染
状態が
指定基準を
超過した
場合

① 要措置区域

法第6条

汚染の摂取経路があり、健康被害の生ず
るおそれがある場合

- 汚染の除去等の措置が必要
- 土地の形質変更の禁止

② 形質変更時要届出区域

法第11条

汚染の摂取経路がなく、健康被害の生ず
るおそれがない場合

- 形質変更時には事前届出が必要
(法第12条)

→ 汚染の除去
以外の措置

汚染土壌の指定区域外への搬出時は事前届出が必要(法第16条)

汚染が除去された場合は指定を解除